

水道料金改定に関するQ & A (皆様からお寄せいただいている質問にお答えします)

料金改定について

基本事項

- 令和3年1月1日からの改定です。平均改定率は25.01%です。
- 水道料金は2カ月ごとに使用水量を計量し、算定していることから、使用期間が1月1日をまたぐ場合は、新旧料金を使用日数に応じて日割りで計算します。
- ※料金改定については、広報かわぐち4月号、検針時のチラシ配布(6月検針の地域のみ)、上下水道局ホームページ等により市民の皆様にお知らせしてきましたが、改定日が令和2年9月1日から令和3年1月1日に延期になったことにより、今後改めて、広報かわぐち7月号、検針時のチラシ配布(7月、8月)、上下水道広報誌「みずぐるま」9月発行号等でお知らせします。

問) 何故、料金改定が必要なのですか？

答) 本市では、高度経済成長期以降に整備した水道施設の老朽化が進行しており、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後多額の工事費用が必要となります。

前回(平成12年4月)の料金改定から約20年間*、老朽施設の更新を始めとする諸経費を見込み、経営の効率化、健全化に努め、他都市と比較しても安価な水道料金を維持して参りましたが、今後現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することとなります。必要な工事を怠りますと、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により、漏水や断水が発生したり、水質が劣化したりする恐れもあることから、この度、やむを得ず料金改定をさせていただくこととなったものでございます。

*鳩ヶ谷地区につきましては、川口市との合併時(平成23年)に料金体系の変更を行っております。

問) 改定率の25.01%という数字はどのように算出しているのですか？

答) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間の料金の算定期間とし、収支を計算(※)したところ、約97億8千万円の収入不足が見込まれました。この収入不足額を現行料金による4カ年の水道料金収入で割り返したものが平均改定率であり、約25.01%となったものです。

※ 現行料金による4カ年の水道料金収入や受託工事収益、水道利用加入金などの収入に対し、委託料、受水費(県からの水の購入費)、工事費といった事業に必要な費用を比較しました。

問) 料金改定をしないとどうなるのですか？

答) 水道事業の経営に必要な現金収入を確保できないこととなります。

その場合、一つの選択肢として計画している施設更新や補修工事を抑制するという方法がありますが、必要な工事を怠ってしまうと、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生する危険性が高まります。また、水質が劣化する場合もあり、安全・安心な水道水をお届けすることができなくなる恐れがあります。

二つ目の選択肢としては、必要な資金を借金により確保するという方法があります。しかしながら、将来の人口減少が見込まれる中では、将来世代に過重な負担を強いることとなります。

問) 施設の更新や耐震化に必要な費用は、税金や他の事業の収益を充てればよいのではないですか？

答) 私どもが営む水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、お客様から頂戴する水道料金によって必要な事業費を賄う独立採算制となっております。

そのため、市税を主な財源とし、福祉、衛生、消防、防災、教育など市の基本的な施策に充てられる一般会計や他の特別会計とは、会計（収支）が明確に分けられています。

問) 一度に 25.01%ではなく、段階的に値上げすることはできないのですか？

答) この度の水道料金の改定は、今後ますます増大する老朽化した水道施設（水道管）の更新・耐震化により、現行料金を維持したままでは、令和 2 年度に経営が赤字に転じ、令和 3 年度に手持ちの現金などが枯渇する見込みであることから、実施するに至ったものです。

改定後も決して経営に余裕が生じるわけではないことから、段階的な引き上げは困難な状況です。

問) 市民の理解を得るための取り組みはしてきたのでしょうか？

答) 本市では、水道事業の中長期経営計画である「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」を平成31年3月に策定し、その中で現行水道料金を維持した場合の財政状況や、今後の料金体系のあり方等について取りまとめ、上下水道局のホームページ等で市民の皆様にお示しして参りました。

この計画は、上下水道事業運営審議会で審議を重ね、パブリック・コメントの実施により市民の皆様にご意見を伺ったうえで策定したものであり、この中で水道料金の改定についても記載しているところでもあります。

今後は、このような情報につきましても、より多くの市民の皆様にご覧いただき、ご理解をいただけますよう更に努めて参りたいと思います。

問) 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか？

答) 検針・収納業務や浄配水場の運転管理などの業務の外部委託化による職員の削減により、人件費の抑制に努めてまいりました。また、財務省などから借り入れている借金について、繰上償還や借換えにより、金利負担の軽減を図るなど、経営の効率化、健全化に努め、約20年間現行料金を維持してまいりましたが、将来にわたって市民の皆様へ安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、この度、料金改定をさせていただくことになったものでございます。

料金について

問) 具体的に、いくらくらい値上がりするのですか？

答) お客様にご使用いただいている平均的な使用量で比較すると、1 カ月あたり
1 人世帯…374 円、2 人…585 円、3 人…726 円、4 人…950 円
の値上がりとなります。

※下水道使用料も含む 2 カ月分の新旧料金の比較については、「(新旧料金比較用) 自動計算フォーム」(料金改定のお知らせページの下部にあります)で計算ができます。

問) 新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

答) 新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金の支払いが困難となるような事情がある場合には、川口市上下水道局お客様センター (TEL048 - 250 - 3871) にて個別にご相談をお受けしております。

まずはお客様センターにお電話のうえ、現在の状況についてご相談していただけないでしょうか。

問) 節水しているのに、基本料金を一律に請求されるのは不合理ではないですか？

答) 本市では、使用水量に関係なく、24 時間いつでも安全・安心な水道水をお届けできる体制を維持するために、固定的に掛かる経費分としての「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる「従量料金」から構成される二部料金制を採用しております。

浄配水場の運転管理や配水管の維持管理、検針費用など費用の大部分は有収水量 (水道料金徴収の対象となる水量) の多寡にかかわらず必要であるため、市民の皆様に安全・安心な水道水を安定的にお届けすることや負担の公平性を図る観点から「基本料金」をご負担いただいております。

問) 本市の料金水準は他都市と比較してどのくらいなのですか？

答) 現在は、県内 58 団体のうち、安い方から数えて 20 番目ですが、改定後は 40 番目 (高いほうから数えて 19 番目) となる見込みです。

また、中核市 60 団体中では、安い方から数えて 6 番目であるところ、39 番目 (高い方から数えて 22 番目) となる見込みです。

※他都市と比較可能な口径 (13 mm) での比較。

問) 使用水量が年々減少しているのに、水道メーターの口径を現在の 20 mmから基本料金が割安になる 13 mmに変更することは可能ですか？

答) 口径の変更は可能です。ただし、水道メーターの口径に合わせて、宅地及び建物内の配管全てを13mm以下に変更する工事が必要となります。

工事に関しては、市指定の給水装置工事事業者（上下水道局ホームページ「市指定工事事業者一覧」及び上下水道局窓口等でお配りしております「水道便利帳」でご確認いただけます）をとおして、上下水道局へ申し込みをしてください。

なお、お申し込みにあたっては、以下の点にご留意ください。

ア 蛇口などの水栓数が8栓以下であること、また、給湯器の規定サイズ（号数）が16号以下であることが条件です。

（給湯器の号数については、設置業者やメーカーにお問い合わせください。また、水量・水圧の不足時にご自身で対応していただける旨の誓約書を添付していただくことで、20号までの設置が可能です。）

イ 口径の変更の際し、13mmに減径した分の水道利用加入金の差額 88,000円（税込）は返金できかねます。また、再度20mmに増径する際は、新たに差額分のお支払いが生じます。

ウ 減径することにより、水道水の標準流量（一度に使用できる水量）が約6割減少します。

エ 改造工事のお申し込みは、宅内の水道管を所有している方が、市指定の給水装置工事事業者をとおして行ってください。賃貸物件の場合、まずは管理会社、不動産業者等にご相談ください。

ご不明点につきましては、上水道維持課までお問い合わせください。

財政状況について

問) 水道事業は黒字経営だと聞いていますが、何故料金改定が必要なのですか？

答) ご指摘のとおり、本市水道事業は現時点ではいわゆる黒字経営となっておりますが、本来、水道事業における純利益は単なる「儲け」ではなく、水道管などを更新するための原資となるものです。

また、現行の料金を維持したまま必要な更新工事を行おうとした場合、令和2年度には経営が赤字に転じるとともに、令和3年度には手持ちの現金などが枯渇する見込みです。

問) 起債額（借金）を増額させれば、料金改定は必要なくなるのですか？

答) ご指摘のとおり、起債額を増額により、将来の現金不足の解消や補填財源不足の解消は可能と考えます。従いまして、起債額を増額により、料金改定率の減少や料金改定を実施しないことも理論的には可能です。

しかしながら、起債額を増額することは、水道普及率が99.9%を超え、将来の人口減少が見込まれる中では、将来世代に過重な負担を強いることとなります。また、経営が赤字になっている公営企業では、起債にあたり埼玉県知事の許可が必要となり、許可が得られない場合、公的資金の借入はできません。同意等がない場合でも民間等資金の借入は制度上可能ですが、金利が高くなり、また、実際に赤字が続く団体に貸付をしてくれるかは不透明です。

料金改定の延期について

問) 何故、この時期に水道料金改定の延期を決めたのですか。

答) 新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響、さらには、緊急事態宣言解除後の現況に鑑みて決定しました。

また、改定延期に伴う水道料金の減収分について、一般会計から繰り入れるべく、財源の見込みが整ったためです。

問) 水道料金の減免を行っている自治体もあるようですが、減免ではなく改定延期としたのは何故ですか。

答) 水道料金を減免する場合は、現在運用しているシステムの改修等に時間と費用を要します。

そのため、今まさに新型コロナウイルスの影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様に対し、緊急的に講じることができる措置として、水道料金の改定延期という手段を選択したものです。

問) 水道料金の改定延期の期間は、なぜ4ヵ月なのですか。

答) 水道料金の改定時期を4ヵ月延期することで、水道事業にとっては、約8億円の減収が見込まれます。

減収となりますと、財源不足により必要な更新工事が遅れるなど、市民の皆様に安全・安心な水道水を安定的にお届けできなくなる恐れがあることから、その補填財源として、一般会計からの繰り入れ可能額を検討した結果、4ヵ月としたものです。

問) 水道料金の改定延期について、水道事業の財源で不足する分はどうするのですか。

答) 水道料金の改定時期を4ヵ月延期することで、水道事業にとっては、約8億円の減収が見込まれるところです。

この減収相当分につきましては、一般会計から全額繰り入れる予定です。

なお、これは新型コロナウイルスの影響に伴い、あくまで緊急的、臨時的に行う措置であることをご理解ください。

問) 9月1日から水道料金を改定する旨、既に広報かわぐち等で周知されているようですが、改定延期についてはどのように周知する予定ですか。

A 「広報かわぐち」7月号、各ご家庭へのチラシ配布(7月、8月の検針時)、上下水道広報誌「みずぐるま」(9月1日発行号)、上下水道局のホームページなどにより、市民の皆様に誤解が生じないように、丁寧な周知に努めて参ります。